

市職員の懲戒処分について（令和7年4月24日）

安芸市は、市職員に対し、次のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

処分対象者及び処分内容

	所属・職名	性別	年齢	処分内容
被処分者	企画調整課・係長	男	42	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 懲戒処分 減給10分の1、1か月

処分年月日

令和7年4月24日

処分に至った事実の概要と処分事由

被処分者は、有効期限が令和6年10月2日までの自動車運転免許の更新を失念し、失効に気が付いた令和7年4月13日までの間、免許が失効した状態で、公用車を16回、自家用車を平日の通勤及び休日に週1回程度の頻度で運転した。

この行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分とした。

管理監督者に対する措置（文書嚴重注意等懲戒処分以外の措置）

所属長に対し、口頭注意（企画調整課 課長 男性 54歳）

再発防止策

公用車及び自家用車を運転することが見込まれる全職員の運転免許証の有効期間を確認のうえ、定期的に有効期間を確認する。

【地方公務員法 抜粋】

（懲戒）

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。